

劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会の議事等の公開について（案）

平成 22 年 1 2 月 日 劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会決定

劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会の議事等の公開については、次のとおり取り扱うものとする。

（会議の公開）

1. 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかの案件に関する議事を除く。
 - （1）座長の選任その他人事に係る案件
 - （2）上記のほか、座長が、公開することにより会議の公平かつ中立な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の 1 週間前の日（1 週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。）までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

（会議の傍聴）

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁文化部芸術文化課（以下「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付けの順序に従って事務局が許可する人数とする。
4. 3. の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、議事の円滑な進行の妨げとならない範囲内で、テレビカメラ等による撮影、録画又は録音をすることができる。ただし、座長が議事の円滑な進行に支障を生ずるおそれがあると判断する場合は、この限りでない。
5. 登録傍聴人は、4. に定めることのほか、議事の進行を妨げる行為をしてはならない。議事の円滑な進行に支障を生ずる行為を行う者に対しては、座長は退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（議事要旨の公開）

6. 事務局は、議事要旨を作成し、公開するものとする。

（会議資料の公開）

7. 会議資料は公開とする。ただし、座長は、公開することにより会議の公平かつ中立な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

附 則

この決定は、決定の日（平成 22 年 1 2 月 日）から施行する。